

令和2年4月22日

各 市 町 長 様

広島県危機管理監
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
消防保安課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第3項に規定する
臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準について

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言を受け、特措法第48条第1項に基づき特定都道府県知事が臨時に開設する医療の提供を行うための施設（以下「臨時の医療施設」という。）について、同条第3項に基づき、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準（以下「臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準」という。）を別紙のとおり定めました。

なお、特措法第48条第3項は、消防法第17条第1項及び第2項の規定を適用しないこととするものであり、これら以外の規定については引き続き適用されることから、臨時の医療施設の開設に際しては、事前に所在地を所管する消防本部（局）と相談をお願いします。

担当 自主防災組織支援グループ
TEL 082-513-2790（ダイヤルイン）
FAX 082-227-2122
（担当者 松枝）